

平成28年第2回 隠岐広域連合議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 平成28年12月14日(水)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 平成28年12月27日(火) 14時57分宣告
4. 閉会(閉議) 平成28年12月27日(火) 16時12分宣告
5. 出席議員

1番 中 濱 堯 介	6番 竹 谷 実	11番 吉 田 雅 紀
2番 並 河 孝 成	7番 高 松 照 佳	12番 池 田 一
3番 齋 藤 昭 一	8番 米 澤 壽 重	13番 井 尻 義 教
4番 遠 藤 義 光	9番 池 田 信 博	14番 平 田 文 夫
5番 柏 原 広 行	10番 福 田 晃	
6. 欠席議員 なし
7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 池 田 高世偉	介護保険課長 藤 野 則 子
副広域連合長 山 内 道 雄	島前病院事務部長 天 草 巧
同 升 谷 健	隠岐病院事務部長 齋 藤 英 典
同 平 木 伴 佳	同 総務課長 西 村 洋 一
同 室 崎 隆 司	同 経営課長 齋 賀 光 成
事務局長 川 崎 康 久	消 防 長 富 谷 輝 彦
総務課長 野 津 信 吾	同 次 長 久 永 吉 人
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 福 島 康 利	書記 山 崎 一 美
----------------	------------
9. 会議録署名議員

2番 並 河 孝 成	3番 齋 藤 昭 一	
------------	------------	--
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議長の諸報告 なし
12. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 なし
13. 委員会報告書及び少数意見書 なし
14. 会議に付した事件 なし

15. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

(1) 連合長提出議案の題目

同意第2号 隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について

議第41号 公の施設の指定管理者の指定について（仁万の里）

議第42号 職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

議第43号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議第44号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議第45号 平成28年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第3号）

議第46号 平成28年度 介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第47号 平成28年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第2号）

議第48号 平成28年度 消防事業特別会計補正予算（第3号）

(2) 議員提出議案の題目

該当なし

16. 選挙の経過

該当なし

17. 議事の経過

次ページ以下会議録参照

18. 記名投票における賛否の氏名

該当なし

19. 常任委員会委員の選任

該当なし

20. 議会運営委員会委員の選任

該当なし

21. 特別委員会委員の選任

該当なし

22. 傍聴者

1名

議 事

○議長（平田 文夫）

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、大荒れのところ平成28年第2回臨時会が招集されたところでありま
す。

議員各位におかれましては、ご多忙のところをご参集いただき誠にありがとう
ございます。

さて、去る10月22日にいけだこうせい隠岐の島町長選挙が行われ、池田高世偉氏のご当選
されました。また10月30日にはひらきともよし知夫村長選挙が行われ、平木伴佳氏のご当選
されました。誠にめでたうございます。両町村長には隠岐島の発展のために
益々のご活躍を祈念致します。

また、池田町長におかれましては、去る11月22日に隠岐広域連合長選挙が
実施され、隠岐広域連合長にご当選・就任されました。隠岐広域連合発展のため
に今後ともご活躍されることをご期待申し上げます。

本臨時会には、同意案件1件、指定管理者の指定案件1件、条例の一部改正案
件3件、補正予算案件4件を含めた計9案件の上程が予定されております。

議員各位の慎重審議をいただきまして、適切なお決定を賜り、速やかな議事進
行が図れますよう、本席からご協力をお願い申し上げます。

《開 会》 号 鈴

ただいまより、平成28年第2回 隠岐広域連合議会臨時会を開会いたします。
本日の出席議員は先ほど報告のとおり全員出席でございます。

ただちに、本日の会議を開きます。

(開議宣告 14時 57分)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

《会議録署名議員の指名》

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、
2番・並河 なびか たかなり孝成議員、3番・齋藤 さいとう しょういち昭一議員を指名いたします。

《会期の決定》

日程第2「会期の決定」の件を議題と致します。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日12月27日、1日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日12月27日、1日間と決定致しました。

《 議 案 上 程 》

日程第3 「議案上程」の件を議題と致します。

議案上程に先立ちまして、池田広域連合長よりあいさつをお願い致します。

○番外（池田広域連合長）

平成28年第2回隠岐広域連合議会臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、師走の何かとご多忙の中、第2回議会臨時会を招集させて頂きましたが、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

寒さが一段と増して参りましたが、皆様方にはいよいよご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、去る11月22日に執行されました隠岐広域連合長選挙におきまして、広域連合長の職に就任させていただきました隠岐の島町長の池田でございます。

島根県知事様を始め、構成町村長様のご推挙を賜り、身の引き締まる思いであると同時に、隠岐広域連合発展のため、また、隠岐島民の方々が安心して暮らせるため、医療、航路、防災、更には保健福祉等々の充実強化に努めなくてはならないと、強く決意致しているところでございます。

議員各位におかれましては引き続きご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、任期満了により先般実施されました知夫村長選挙におかれましては、平木 伴佳氏がめでたくご当選の栄を得られ、ここに改めましてお祝いを申し上げます。本日選任同意をお願いすべく議案を上程させて頂いておりますが、平木新村長様には、今後、益々のご活躍をご祈念申し上げますとともに、隠岐広域連合事業の円滑な推進に格別のご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

医療に関しまして、隠岐病院で勤務している外科医師より、今年度末をもって退職する意向が示された中、喫緊の課題として、関連機関等と連携し外科医師招聘活動を進めておりましたが、先日、来年4月より隠岐病院で勤務可能な外科医師を招聘する見通しが立ちました。専門は小児外科医ですが、隠岐病院も見学され状況等を把握されております。詳細は2月議会等々でご報告いたしたいと存じますが、この場をお借りいたしましてご報告申し上げ、ご挨拶に代えさせていただきます。

○議長（平田 文夫）

同意第2号 隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について を議題と致します。

同意第2号 隠岐広域連合副広域連合長の選任同意については、平木 伴佳氏の一身上の案件であると認められますので、除斥したいと思います。

平木 伴佳氏の退席を求めます。

(「平木伴佳」氏の退場)

只今、議題となりました同意第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長・番外」の挙手あり)

番外 池田広域連合長

○番外(池田広域連合長)

それでは、今臨時会に提案させていただきました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書の1ページをお開き下さい。

同意第2号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」ご説明申し上げます。

前福山副広域連合長が、11月13日付をもって任期満了により退任されたことに伴い、新知夫村長であります平木伴佳氏を、隠岐広域連合規約第12条第3項の規定に基づき、隠岐広域連合副広域連合長に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

何卒よろしくお願い致します。

○議長(平田 文夫)

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第4 これより「採決」を行います。

同意第2号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」を、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。

(「起立全員」)

「起立・全員」であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意いたしました。

平木 伴佳氏の入場を許します。

(「平木伴佳」氏の入場、着席)

只今、全会一致をもって隠岐広域連合副広域連合長に選任同意されました。

平木 伴佳氏に、就任の挨拶をお願い致します。

○平木知夫村長

ご紹介頂きました知夫村長の平木でございます。ただいま隠岐広域連合の副広域連合長を拝命させて頂くことになりました。

広域連合も多方面において課題・問題点を抱えていると伺っております。これからは連合長を支え、隠岐広域連合が益々発展するよう微力ではございますが支えてまいりたいと思っておりますのでご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い致します。ご挨拶に代えさせて頂きます。

よろしくお願い致します。

○議長（平田 文夫）

《 議 案 上 程 》

日程第5 「議案上程」の件を議題と致します。

議第41号 公の施設の指定管理者の指定について（仁万の里）から

議第48号 平成28年度 消防事業特別会計補正予算（第3号）までの8案件を一括して議題と致します。

只今、議題となりました、8案件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長・番外」の挙手あり）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

それでは、議第41号「公の施設の指定管理者の指定について」から議第48号「平成28年度消防事業特別会計補正予算（第3号）」までの8件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書2ページをお開き下さい。

議第41号「公の施設の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

隠岐広域連合立仁万の里の管理運営につきまして、社会福祉法人「博愛」を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。なお、指定の期間につきましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とするものでございます。

次に議案書3ページをお開きください。

議第42号「職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

国の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び同法の規定を受けた人事院規則等の改正」に伴い、所要の改正を行うものであります。

第1条は「職員の休日及び休暇に関する条例」中、介護休暇の分割取得及び介護時間を規定する改正であり、第2条は「職員の勤務時間に関する条例」中、要介護者のある職員の読み替え規定を追加し、介護時間の請求があった場合、公務の運営に支障がある場合を除いて、時間外勤務をさせてはならないこととするものであります。

施行日は、平成29年1月1日でございます。

次に議案書6ページをお開きください。

議第43号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、所要の改正を行う

ものであります。

子の範囲の拡大に係る、「その他これらに準ずる者」等の規定の追加、また既に育児休業を取得した場合の条例で定める特別の事情に係る規定の改正等を行うものであります。

施行日は、平成29年1月1日でございます。

次に議案書8ページをお開きください。

議第44号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

平成28年の人事院勧告により、国の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されましたので、国に準じて、勤勉手当の支給率を一部改正し、月例給を平均で0、2%引き上げるものであります。また扶養手当を段階的に見直すこととし、配偶者に係る手当額を減額し、子に係る手当額を増額するものでございます。

施行日は、公布の日から施行し、適用日は月例給に関する改正は平成28年4月1日とし、勤勉手当に関する改正は平成28年12月1日とするものであります。また、扶養手当に関する改正の施行日は平成29年4月1日とするものであります。

次に議案書25ページをお開きください。

議第45号「平成28年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費において、人事院勧告に伴う人件費と退職者1名に係る退職手当特別負担金、合計247万2千円を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、諸収入をそれぞれ増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ247万2千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億5,514万6千円とするものであります。

次に議案書27ページをお開きください。

議第46号「平成28年度 介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費において、人事院勧告に伴う人件費、合計88万9千円を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ88万9千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ34億3,882万1千円とするものであります。

次に議案書29ページをお開きください。

議第47号「平成28年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

補正予算第2条は、収益的収入及び支出で病院事業費用を増額するものであります。第1項の医業費用で、人事院勧告に伴う給与費、合計798万円を増額するものであります。

補正予算第3条は、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費で、補正予算第2条と同様に給与費を増額するものであります。

次に議案書30ページをお開きください。

議第48号「平成28年度 消防事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費において、人事院勧告に伴う人件費、合計361万5千円を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ361万5千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億2,125万円とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきますが、必要に応じ所属長及び担当課長から詳細説明をさせますので、何卒慎重審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平田 文夫）

以上で提案理由の説明を終わります。

《質 疑》

日程第6 これより「質疑」を行います。

議第41号 公の施設の指定管理者の指定について（仁万の里）から

議第48号 平成28年度 消防事業特別会計補正予算（第3号）までの、8案件について質疑を行います。

最初に議第41号 公の施設の指定管理者の指定について（仁万の里）について質疑を行います。

議第41号 公の施設の指定管理者の指定について（仁万の里）は、11番吉田雅紀議員の一身上の案件であると認められますので、地方自治法117条の規定により除斥したいと思います。

吉田 雅紀議員の退席を求めます。

（吉田雅紀議員の退場）

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 野津総務課長

○番外（野津総務課長）

それでは公の施設の指定管理者の指定について詳細説明を申し上げます。

資料2 議案に関する説明資料 1頁参照

指定管理者の選定委員会の開催状況及び審査結果を記載した資料となっております。

去る11月30日「仁万の里に係る指定管理者候補者選定委員会」を開催させて頂きました。

選定委員会の委員は同資料3頁下段に記載をしています。また、選定委員会の委員長には島根県立大学短期大学部名誉教授「高橋 憲二」氏にご就任を頂いたところでございます。

指定管理者候補者 社会福祉法人「博愛」

指定予定期間 平成29年4月1日 ～ 平成34年3月31日（5年間）

公募期間 平成28年9月28日 ～ 平成28年10月28日まで

応募は「博愛」1社のみ

選定基準は、委員会出席選定委員の合計点の平均値が61点以上を選定基準と致しました。

審査結果は、1頁下段から2頁に記載しています。

審査項目を大きく4項目とし、詳細項目毎に配点を致しました。

総合評価は、100点満点中69.9点となり、選定基準を満たしていましたので指定管理者候補者として選定をさせて頂きました。

3頁には選定の理由、評価につきまして特記事項等を記載させて頂いています。

特に3頁下段の「公の施設の管理を安定して行う」という項目に対しまして、選定委員会からの意見が付されており、「人材確保の適切な方策が望まれる」と云うこととございます。

2頁の上の項目②で、「職員の採用、育成確保の方策は適切で実現可能であるか」の審査内容では、5点中2.8点と他と比べて若干低い評価となっております。この対応策と致しまして、例えば博愛さんに社会福祉士等の資格取得に係る補助事業・補助制度等の創設を検討頂くなどの人材確保、離職防止に係る取組を強化して頂くよう協議をしてまいりたいと考えています。

続きまして4頁をご覧下さい。

上段に記載していますのが広域連合の指定管理料積算の考え方、中段からは博愛の指定管理料の積算の考え方、提案が記載してございます。

双方基本的には収支差額、言い換えれば赤字部分を指定管理料として積算しています。上限等は記載してあるとおりでございますが、

①指定管理期間の収支差額の単年度平均額を積算し、指定管理料の上限額とする。これが広域連合の考え方とございます。

②児童部門の収支については、利用児童2名、職員数5名（現在6名）で積算。

③広域連合からの派遣職員の人件費については、中期財政計画による試算額で積算をしています。人数については資料参照。

④その他の収支については、H27年度の実績額を基に見込み値により積算。

広域連合と博愛の金額の違いは、支出額の内、人件費の積算方法が若干違っている。

比べて頂くと博愛さんが提案の指定管理料が安価であり、また運営可能と判断させて頂きましたので、指定管理料は年額6, 154千円にさせて頂きたいと考えております。

詳細説明は以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第41号について質疑はございませんか？

○10番（福田 晃）

説明頂きましたが、2, 3質問したいと思います。

事業所の申込は1社だけが申し込んだと云うことで、他に方法がなかったと思いますが、当初博愛に指定管理するときに書類の中では、仁万の里の施設長は常駐させて事業を行うと云っていた。半年間不在であったことが後からわかった訳ですが、これに対してどういう処分を行ったか。例えば始末書を書かせた、或いは連合長において嚴重注意をしたとか、どういう処置をされたか。

○番外（野津総務課長）

施設長の常勤につきましては、仕様書の中で謳ってあり、私どもも今年の3月の時点できちんと話をするべきだったと思っておりまして。9月まで不在となったことについては大変申し訳なく思っております。

協議の中で事務局長から再三要請もしていましたが、連合長から処分的なことは行っておりません。

○10番（福田 晃）

2社で競った結果のものなので、連合長注意くらいはするべきだったと思います。済んだことだと云えば仕方はないことだが、けじめをつけてやって頂きたいと思います。

今回の指定管理の点数について基準の61点よりも9点くらい増えています。この中で2頁一番上の、「管理運営に際し、適切な人員配置であり、責任ある管理体制であるか」について3.5点と私にとっては高点数であるが、半年間不在にしていたことを踏まえた点数ですか。

○番外（野津総務課長）

今回の指定管理者の結果は、指定管理者の選定委員会の皆様に評価頂いたものであります。特にこの半年間施設長が不在であったことを加味しているわけではありません。

○10番（福田 晃）

後から云ってもしょうがないですが、今回の評価も前からの分でやっていたと思われても仕方がない。もう少しして頂きたいと思っております。

もう1点は、4頁の指定管理料の積算ですが、広域連合は誰かプロの方を頼んで出した積算ですか、それとも広域の中で積算したものでですか。

○番外（野津総務課長）

特に外部の方をお願いをして積算したものではありません。博愛さんから27年度の実績と現在の人件費、8名の派遣職員の人件費等を基に内部の職員で積算をしたものでございます。

○10番（福田 晃）

普通考えたら博愛さんの分が高くて、広域連合が低くなるのが普通ではないかと思う。

最後に利用児童の項目も最初にはなかったが、「利用児童の増減があった場合は協議により見直しをおこなうこととする」とあるが、これは毎年度見直しをして差額を払うような計画ですか。

○番外（野津総務課長）

現在児童の利用人数が2名で積算をしています。これが大きく増えた場合であったりとか、なおかつ継続出来る可能性がある場合、指定管理期間5年間にそういう事例が発生した場合見直しをかけなければいけないと思っています。そういう事例が長く続くと判断出来たときに見直しをかけたいと思っています。

○10番（福田 晃）

まだ3年でしょう。指定管理したときに児童の増減についてはわかっていたのではないかと。そう思うけどどうですか。

○番外（野津総務課長）

特に島後の知的障害児の皆さんの調査は博愛さんも行っており、在宅の人数等も把握はしております。現状の調査では入所ではなく在宅での希望が多いと聞いています。例えば、何かの都合で入所と云うことになれば増加する見込みもございしますが、現状ではそういう調査結果でございますのでそういう判断をしたところでございます。

○10番（福田 晃）

議長終わります。

○議長（平田 文夫）

他にございませんか。

○2番（並河 孝成）

施設の管理運営内容の項目（2頁）ですが、④利用者のトラブル未然防止、苦情やトラブルへの対応は適切なもので5点満点中3.0点となっているが、昨年と比べて改善点があったかどうか、その点を聞きたい。

○番外（野津総務課長）

27年度の指定管理の評価の時に若干ご説明をさせて頂きましたが、「職員が入所者に対してペットボトルでちょっと頭をこづいた」ことがあったということをご報告させて頂きましたが、その後施設内でもそのような事例等が発生した場合速やかに内部で協議をするようなシステムも構築されていますし、そういう点では先ほど議員がご質問された苦情・トラブル等があった場合の対応は格段に上がっていると判断をしてございます。

○2番（並河 孝成）

世間を騒がした殺人事件がありました。そういう意味でも管理の方はしっかりして、外部から入るとか、そういうこともしっかりしてほしいと思います。

○番外（野津総務課長）

9月の議会時に補正予算を組ませて頂きました。カメラの設置を計画致しましたが、その後、国・県の補助金も視野に入れてということで動向を待っていましたが、公立施設は補助金はつかないということで、広域連合の単費でカメラ設置を

させて頂く。既に入札も終わり 1 月には設置予定で作業を進めていますので、併せてご報告申し上げます。

○2 番（並河 孝成）

諸々の問題点もあると思いますが、待機児童も入りたいという方がおられるならいろんな施策を施して安心して入られるようにして頂きたいと思います。

○議長（平田 文夫）

他にございませんか。

○9 番（池田 信博）

この指定管理については一度辞退があったわけですね。それで今回再募集をして 1 社のみだったということですが、指定管理料のことはわかるんですけど、管理料の積算の仕方が詳細に欠けると。もう少しわかりやすい積算資料を提出して頂きたい。現在定員が何人、利用者が何人というところから補助金率のところまできっちり説明すべきだと思います。どうですか。

○番外（野津総務課長）

資料 2 4 頁の歳入と歳出の各部門の合計値しか出していませんので、大変申し訳なく思っています。詳細の資料は、例えば支出であれば人件費、経費等大まかなものは準備出来ていますので、追加資料でお配りすることはできるかと思っております。

また収入につきましても池田議員がおっしゃられたとおり公立減算の部分と児童の入所者数の減を加味した収入となっておりますので、27 年度の実績を、児童を除く公立減算部分の減と児童の減についてはすぐ出せるかと思っておりますので、追加資料であればお出し出来るかと思っております。

○9 番（池田 信博）

児童だけでなく利用者数によって収入が違ってくるでしょう。100 人のところ 110 人の利用者数があれば給付額は多くなる。公立減算があっても。プラスマイナスは計算してみないとわからないが。そういう資料を作って説明をして貰わなかったら、トータルで 600 万円強を 29 年度から増やすと云うことでしょう。その財務状況もしっかり見てみなさいよ。そんなに悪いことはないでしょう。

こういう施設の指定管理料を設定するときには、もっと詰めて設定して頂きたい。そのように思いますので如何ですか。

○番外（野津総務課長）

池田議員ご指摘の収入の積算の考え方でございますが、今回の収入額につきましては 27 年度の実績を基にですので、29 年度から 33 年度まで各部門を何人で、単価がいくらでの積み上げではなく、27 年度収入額をベースに算定をしたところがございます。議員がおっしゃられる緻密な積み上げは行っていないと云うところが現状でございます。

○9 番（池田 信博）

公の施設を民間の事業者が管理するわけですから、27 年度実績を基に 29 年度を出したのであれば、29 年度を基に 30 年度を見直していかなければならないと思いますよ。施設側が努力をすれば増える部分があるわけですから。民間の事業所を見てみなさいよ。明らかに差があるわけですよ、公の施設は恵まれているわけですよ。修繕費にしたって自分のところの会計で払わなくても一定額以上

は広域連合が面倒を見てくれることになっていきますでしょう。その部分は努力させなさいよ。指定管理の考え方について。

○番外（野津総務課長）

ご質問の意図はわかりますが、指定管理の期間が5年間と云うことで、指定管理料も5年間の平均をしてこの額を算定していた。先ほど大きく変動があれば見直すと説明しましたが、博愛さんとの協議ではございますが変動が少ないと云うことであればこの5年間はこの金額でやっていきたいと考えております。

○9番（池田 信博）

その考えでやるというのならそれはそれで結構ですけど、結構でない部分が今までいっぱいあったでしょう。

作業工賃で利用者に還元すべきところを積立金において、また法人の裁量で用意をしてもいいような道具まで、基金があるからそれで買うんだというような考えでその施設はやっていますよ。以前からの経緯があるのでそういうことを云うわけで、もっとこの施設についても法人独自で努力をしてほしい。管理部門もしっかり管理して貰って、人事管理を徹底的に意見を云って指導してあげてほしい。

そういうふうに思いますのでどういうふうにこれからしていくか考え方だけ（聞かせて頂きたい）。

○番外（川崎事務局長）

仁万の里につきましては、今回の指定管理の考え方に関しても事後になります。がしっかり精査して、特に歳出については絞り込むようにしてお願いしているところがございます。結果我々もそういった視点で、児童の方も6名のところを本当は如何なものかと云うこともありますが全体でフォローするということで5名体制にすることで削減の努力も申し込んでいますし、一定程度して頂いているものと理解しております。

ご覧のとおり障がい者のほうは比較的黒字が出ているところでして、児童施設の方に相当額赤字が出ております。児童部門の方に大幅な減少が見られたときには我々もしっかり検証し直す、逆に児童が増えれば当然収入が増えて歳出も抑えられるわけですから、指定管理料も減額になると考えられますのでこういった書きぶりをしておりますが、そういったところをしっかりと見ていきたい。また年1回評価委員会もありますので、決してサービスの面だけではなくて経営状況もしっかりチェックをしてまいる所存でございますので、大幅な異動があればしっかり適正をチェックして指定管理料の協議・調整をしたいと考えております。

○議長（平田 文夫）

よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第41号の質疑を終わります。

吉田雅紀議員の入場を許します。

（吉田雅紀議員 入場）

次に議第42号 職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

番外 野津総務課長

○番外（野津総務課長）

議第42号 職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。

説明資料は議案書及び資料2 議案に関する参考資料

議案書3頁をお開き下さい。

本条例改正案は介護休暇等の共通の動機に基づくものであることから、第1条では職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正、第2条では職員の勤務時間に関する条例の一部改正、この2つの条例改正案が載っています。

改正の詳細内容につきましては資料2 議案に関する参考資料で説明致します。

5頁参照

要点は、（第1条 職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例）

①介護休暇の分割取得

- ・これまで介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、継続する6ヶ月以内の期間におきまして1回のみ取得が認められておりました。

改正後は通算で6ヶ月の期間内におきまして3回まで分割取得ができるようになるもの。

②介護時間の新設

- ・日常的な介護ニーズに対応するため、連続する3年以内の期間におきまして、1日につき2時間を超えない範囲で勤務しないことを承認出来る仕組みを新設するものでございます。尚、本休暇の取得中は給与は支払わないものとなっています。

施行期日は、平成29年1月1日でございます。

第2条は（職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例）

要点は

- ・既存の条例中職員の深夜勤務及び時間外勤務の上限につきまして、介護時間の請求があった場合においても公務の運営に支障がある場合を除き深夜勤務等をさせてはならないとする読替の規定を行うものでございます。

併せまして3歳に満たない子のある職員や小学校就学前の子のある職員から介護時間の請求があった場合の職員に於いても同様に深夜勤務等をさせてはならないとする読替を規定するものでございます。

施行期日は、平成29年1月1日でございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第42号について質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第43号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

番外 野津総務課長

○番外（野津総務課長）

資料2 議案に関する説明資料 5頁参照

要点は

- ① 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、現在は職員と法律上の親子関係がある子に限られています。

これを㊦職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、㊧里親である職員を委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子、この2つについては上位法である地方公務員の育児休業等に係る法律の改正により規定され、範囲が拡大された。

本日配布しました用語の解説の資料をご覧ください。

㊦その他これらに準ずる者として条例で定める子といった法律上の親子関係にある子にも拡大するものであり、これを当該条例で規定するものであります。

具体的には、養育里親である職員に委託されている児童を育児休業等の対象の子として加えるものでございます。

施行期日は、平成29年1月1日でございます。

説明は以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第43号について質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第44号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

番外 野津総務課長

○番外（野津総務課長）

資料2 議案に関する説明資料 6頁参照

要点は

- ① 国に於いて平成28年度の人事院勧告により勤勉手当0.1月分の引き上げ。広域連合も国に準じまして当該条例の規定を改めるもの。
- ② 行政職給料表、医療職給料表、消防職給料表を改めるもの。
- ③ 扶養手当については、減額分は受給者への影響を少なくする観点から参考の表にありますように29年度から特別措置を設けています。平成30年度以降は子に手厚い額の改正となっています。

施行期日は交付の日から施行する。扶養手当の規定、勤勉手当の平成29年度以降の6月期12月期に分けて配分する規定につきましては、平成29年4月1日から施行する。また給料表を改める規定につきましては平成28年4月1日遡及摘要でございます。

平成28年度の勤勉手当を0.1月引き上げる規定につきましては、平成28年12月1日の遡及摘要となります。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第44号について質疑はございませんか。

○12番（池田 一）

この件につきましては各市町村共にあるわけございまして、影響について試算かシミュレーションをしましたか。

○番外（野津総務課長）

影響額については、この後各会計の補正予算案でご説明を致したいと思っております。

○議長（平田 文夫）

他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第45号 平成28年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

番外 野津総務課長

○番外（野津総務課長）

資料1 予算に関する説明資料 4頁参照

歳出

給与条例の改正等に伴いまして、各目の一般管理費、超高速船・フェリー管理費、仁万の里管理費の人件費を増額補正するもの。詳細は各節毎に記載されていますのでご確認下さい。

歳出総額が合計で247万2千円増額されるものであります。

歳入（2頁～3頁）

分担金及び負担金については、目毎の構成団体負担金を増額補正させて頂いております。

7款諸収入については、仁万の里派遣職員の人件費に係る博愛の負担金を増額するものであります。

歳入補正額合計247万2千円増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第45号について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第46号 平成28度 介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

番外 藤野介護保険課長

○番外（藤野介護保険課長）

資料1 予算に関する説明書 12頁

この度の補正予算は先ほど一般会計でもございましたように人件費の増額補正でございます。

歳入、歳出とも88万9千円を増額致しまして総額34億3,882万1千円と致すところでございます。

歳出

総務管理費、一般管理費で2節、給料、3節、職員手当、4節、共済費、19節、負担金及び交付金、全て併せまして88万9千円の増額、介護保険課職員7名分の人事院勧告による給与改定による増額、共済費につきましては標準月額改定による増も含まれております。

歳入

歳出の財源でございます2款 分担金及び負担金 介護保険事業費負担金の88万9千円の増額、町村別の負担額については説明欄をご覧ください。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第46号について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第47号 平成28年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

番外 齋賀経営課長

○番外（齋賀経営課長）

資料1 予算に関する説明書 21頁

この度の補正につきましては医業費用の給与費について補正をさせて頂くものであります。補正の要因と致しましては他会計と同様人事院勧告に伴う給与改定による増額でございます。

給与、手当、法定福利費、退職給与費についてそれぞれ増額をさせて頂きます。総額798万円となっております。

今回の補正は支出のみでありまして、これらの財源は内部留保資金で対応するとしておりますが、前年度の構成団体負担金と併せまして2月定例議会においてこれらの財源等について調整をさせていただき提出をさせて頂きますのでよろしくお願い致します。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第47号について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第48号 平成28年度 消防事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

番外 久永消防次長

○番外（久永消防次長）

資料1 予算に関する説明書 29頁

歳入歳出共に3,615千円の補正額で合計が621,250千円となるものでございます。

他会計と同様に給与、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金、それぞれ人事院勧告による給与改定に伴う増、共済費については標準報酬月額改定に伴う減額が合わさったものでございます。合計で361万5千円、これの財源内訳が歳入の分担金及び負担金で構成町村の負担金は表のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第48号について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

《 討 論 》

日程第7. これより討論を行います。

議第41号 公の施設の指定管理者の指定について(仁万の里)から

議第48号 平成28年度 消防事業特別会計補正予算(第3号)までの8案件を、一括して討論に付します。

討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

以上で「討論」を終ります。

《 採 決 》

日程第8. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

始めに、議第41号 公の施設の指定管理者の指定について(仁万の里)について採決を行います。

ここで11番 吉田雅紀議員の退席を求めます。

(吉田雅紀議員 退場)

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

除斥者を除き起立「全員」であります。

よって、議第41号は、原案のとおり可決されました。

ここで11番吉田雅紀議員の入場を許します。

(吉田雅紀議員 入場)

次に議第42号 職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例から

議第44号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例までの3案件に

ついて採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって、議第42号から議第44号までの3案件については、原案のとおり可決されました。

次に議第45号 平成28年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第3号)から

議第48号 平成28年度 消防事業特別会計補正予算(第3号)までの4案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって 議第45号から議第48号までの3案件については原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会の日程は全部終了し、臨時会に提出された議案は、すべて議了致しました。
会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 16時 12分)

(「議長 番外」の挙手あり)

池田広域連合長

○番外(池田広域連合長)

閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会には副広域連合長の選任案件、仁万の里の指定管理者の指定案件、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等を始め、平成28年度各会計補正予算案の合計9議案を上程させて頂きましたが、原案どおりの可決・決定を賜り誠にありがとうございました。

熊本地震を始めと致します多くの地震が全国で発生し、大変厳しい1年となりましたが、一方では有人国境離島新法が成立し、有人国境離島地域におきましては自主・自立への政策が実行出来る環境が整いつつある1年でもありました。

終わりとなりますが、議員各位におかれましてはご健勝にてご家族の皆様、地

域の皆様お揃いの上、穏やかな新年をお迎え下さいますようご祈念申し上げ閉会の御礼のご挨拶と致します。

一年間本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

○議長（平田 文夫）

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては慎重審議を頂き、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。速やかな議事進行にご協力を頂きましたことにつきまして重ねてお礼を申し上げます。

健康に留意され新年を迎え、また新たな年にお会い出来ることを楽しみにしてこれをもって散会し、平成28年第2回隠岐広域連合議会臨時会を閉会いたします。

（本会議閉会宣告 16時 15分）

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するためにここに署名をする。

平成28年 月 日

隠岐広域連合議会議長 _____

隠岐広域連合議会議員 _____

隠岐広域連合議会議員 _____